



2020年6月8日

各位

会社名 株式会社アドバネクス  
代表者名 代表取締役社長 柴野 恒雄  
(コード番号 5998 東証第1部)  
問合せ先 代表取締役常務最高財務責任者 大野 俊也  
(TEL. 03-3822-5865)

**第72期定時株主総会の日程延期ならびに  
議決権および配当受領権の基準日設定に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月25日に予定しておりました第72期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)を延期すること、ならびに、延期後の本株主総会の招集のための基準日および剰余金配当の受領権の基準日の設定を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本株主総会の延期を決定した理由

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響があるなか、本株主総会を本年6月25日に開催するべく準備を進めてまいりましたが、米州の子会社の監査手続を含む決算手続が当初の想定以上に遅れており、今なお決算発表の日程を確定できておりません。

このような状況を受けて、当社は、監査手続の完了した計算書類等を株主様にご提供し、本株主総会においてこれらをご報告した上で、決議事項についてご審議いただく必要があると考え、本株主総会を延期することにいたしました。

2. 本株主総会及び期末配当にかかる基準日の変更等

当社は、本株主総会の延期により、当社定款11条1項の規定にかかわらず、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、以下のとおり基準日を定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

また、剰余金の配当(以下「期末配当」といいます。)に係る議案を上程予定の本株主総会の延期に伴い、期末配当に係る基準日も併せて変更することといたします。当社定款36条1項の規定にかかわらず、期末配当を受領することができる株主を確定するため、以下のとおり基準日を定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、期末配当を受ける株主といたします。

これにより、本年3月末日の権利確定日以降に当社株式を売却された株主様は、本株主総会において議決権を行使することができず、期末配当も受領することができません。多大なるご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げますとともに、本件に対するご理解を賜りたくお願い申し上げます。

(1) 基準日：2020年6月30日(火曜日)

(2) 公告予定日：2020年6月15日(月曜日)

(3) 公告方法：電子公告により、当社ウェブサイトに掲載いたします。

[https://www.advanex.co.jp/corp/ir/public\\_announcements.php](https://www.advanex.co.jp/corp/ir/public_announcements.php)

3. 本株主総会の開催概要

延期後の本株主総会の開催につきましては、具体的な日程等が確定次第お知らせいたします。最新の情報は、当社ウェブサイトでご確認いただけますようお願い申し上げます。

#### 4. 期末配当に関する事項

2020年3月期の配当は、2020年2月10日の「業績予想の修正及び配当予想の修正に関するお知らせ」で公表しました1株当たり10円を予定しています。なお、本件につきましては本株主総会に付議する予定です。

以上